

清瀬市配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画

に対して提出された意見等の概要及び意見に対する考え方

平成 23 年 1 月 4 日から平成 23 年 1 月 24 日までの間、清瀬市配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための基本計画に対する意見募集を行った結果、1 名の方から 5 件の意見が提出されました。

よって、意見を適宜要約し、項目ごとに整理したうえで、意見に対する清瀬市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第 8 条及び第 9 条の規定により次のとおり公表します。

意見等の概要	意見件数	意見に対する市の考え方
保護から自立への包括的支援のため有効な相談共通シートの作成。これは、DV被害者の苦痛の軽減や、市職員の事務処理でもメリットがある。	1 件	配偶者等からの暴力の被害者が、さまざまな支援を求めて来庁された際、対応する職員には、暴力によって身体的にも精神的にも傷ついている被害者の安全・安心を確保し、適切な対応をすることが求められます。 被害者に複数の窓口で自らの状況を繰り返し説明する等の負担をかけることのないよう、相談内容や希望する支援等を記入した共通相談シートを作成すると、本計画に載せております。今後とも、相談対応機関や関係する部署同志の連携体制の推進を図り、被害者の立場に立った相談体制の整備を図ります。
被害者の自立支援には、心のケアや安全な住まいへの支援体制の整備が必要。	1 件	長期間にわたりさまざまな暴力を振るわれてきた被害者には、うつや PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状がみられることがあります。被害者の自立に向けた継続的な支援に向け関係機関が連携し、こころのケアも含め被害者に対する継続的な支援を推進することを、本計画に載せております。
教育の推進のため、紙芝居や劇の検討について。	1 件	より多く広く DV についての理解を進めるために、一般の方々にわかりやすい方法、手段を工夫することは非常に重要です。DV 被害に関する劇については、既に、市民劇団オンリーワンによる朗読劇が、全国各地で上演されています。この劇は、横浜市男女共同参画推進協会が

		<p>主催し、無名の女性たちのDV体験手記をもとに、公募で集まった女性たちが、劇団青い鳥の演出家芹川藍さんと「朗読舞台 ひまわり～DVをのりこえて～」を作り上げたことからはじまっています。清瀬市においても、機会を捉え、こうした劇の上演を企画できればと考えております。</p>
<p>市職員や関係機関による二次被害の防止のために、DVや被害者に対する認識の徹底を図る。</p>	1件	<p>清瀬市では、二次被害を防止し被害者へ適切に対応するために、職員に向けた手引書を作成しています。また、DVに関する基礎的な知識や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）、また、対応において配慮する点等について、手引書をもとに職員研修を実施しています。本計画にも、研修の推進を掲載しています。</p>
<p>相談窓口の時間帯の工夫と被害者の心理を共感できる相談員の配置について。 メール相談の導入について。</p>	1件	<p>DVの被害者が問題を解決し、安全に安心して暮らしていけるようになるには、相談機関や支援に関する情報を知ることが第一歩です。それには、被害者がひとりで悩むことがないように相談窓口を広く周知し、相談しやすい体制をつくることや、より相談しやすい時間帯を工夫することが必要です。また、相談にあたる相談員がDVの被害者について理解・共感でき、複雑で困難な事例を的確に支援できる力量を備えていることが求められています。本計画においても「相談窓口の充実と早期発見の推進」として載せています。今後とも、被害者の立場に立った相談体制を整備していきます。</p> <p>メール相談については、相手の確認が難しいことや安全面や本人確認等のさまざまな問題があり、現時点での実施は難しいと思われます。</p>